（セネガル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をセネガル共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十一月十五日にダカールで

セネガル共和国駐在

日本国特命全権大使　北原隆閣下

セネガル共和国経済・財政・計画大臣

アマドゥ・バ

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、セネガル共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とセネガル共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十四億四千万円（八、四四〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国家保健開発計画及びセネガルにおける普遍的な医療保障のための戦略的開発計画（二千十三年―二千十七年）（以下「計画」という。）においてセネガル共和国政府を支援することを目的として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラムとして、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、セネガル共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、セネガル共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、セネガル共和国政府の権限のある当局が、セネガル共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　セネガル共和国政府は、セネガル共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をセネガルの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、セネガル共和国政府の国家予算に含められる。

5　セネガル共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　セネガル共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してセネガル共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　セネガル共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　セネガル共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をセネガル共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十一月十五日にダカールで

セネガル共和国駐在

日本国特命全権大使　北原隆

セネガル共和国経済・財政・計画大臣

アマドゥ・バ閣下

（セネガル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をセネガル共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十一月十五日にダカールで

セネガル共和国経済・財政・計画大臣

アマドゥ・バ

セネガル共和国駐在

日本国特命全権大使　北原隆閣下

○農林水産省告示第二千三百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月五日

農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Allium fistulosum L.	TA-4	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第31279号 平成28年６月28日
Armeria (DC.) Wilid.	シャルム ルビー	小河原正純 埼玉県鴻巣市広田2604	第30816号 平成28年２月２日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	DLF ARSE 4	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands	第31184号 平成28年５月30日
〃	笑宝泉（しょうほうせん）	小井戸薫雄 長野県松本市元町一丁目１番７号	第31230号 平成28年６月８日
〃	シューカジュア	佐藤淳一 広島県福山市新市町大字金丸673番地	第31249号 平成28年６月14日
〃	シューリソール	〃	第31251号 平成28年６月14日
Citrus L.	寿乃白柚（じゅのとうべいゆ）	国立大学法人九州大学 福岡県福岡市東区箱崎六丁目10番１号	第31185号 平成28年５月30日
〃	長三日柚（ちょうさんにちゆ）	〃	第31186号 平成28年５月30日